

## 6 重点的に取り組む事項

協働のまちづくりは様々な課題を解決し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民一人ひとりが主体的にできる範囲で自分にできることに取り組むことが基盤となります。第1次協働推進計画の評価・検証を踏まえ、第2次協働推進計画では、市民一人ひとりが協働の意識を高め、主体的にまちづくりに参画できるよう、以下の事項に重点的に取り組みます。

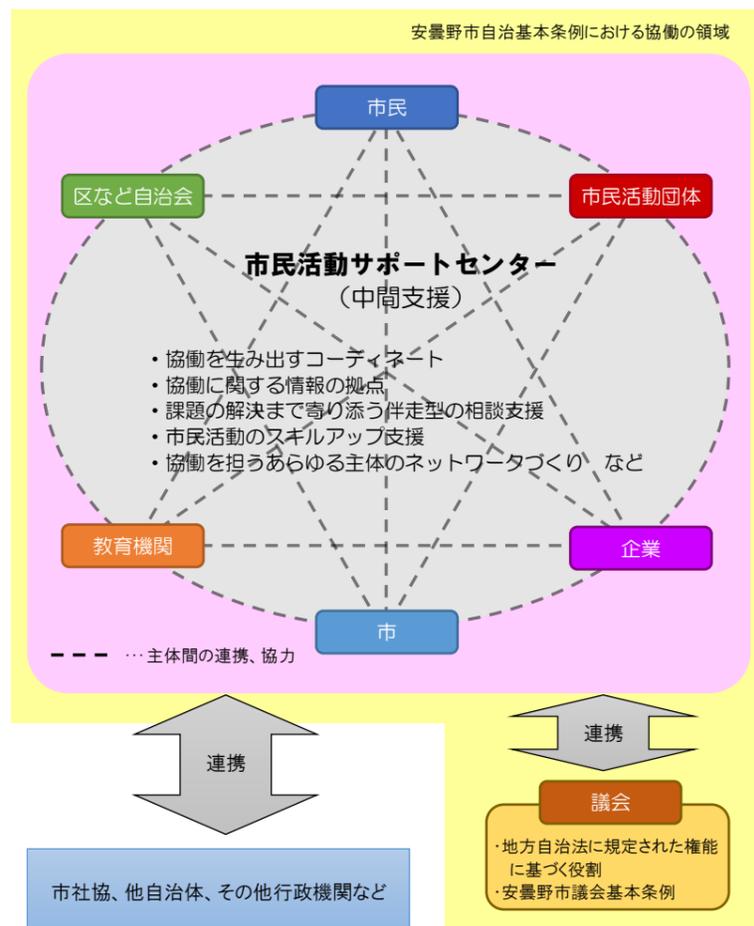
- ①協働に関する情報を収集・一元化し、情報を必要な方が必要な情報を得られる提供方法の工夫
- ②あらゆる主体相互をつなぎ、多様な協働をつくり出す協働コーディネート機能の充実
- ③協働のまちづくりを担う人財の発掘と活用
- ④あらゆる主体が自立した市民活動の継続に必要な支援の充実
- ⑤市民一人ひとりの協働の意識づくりと主体的な市民活動の促進



## 7 協働を担うあらゆる主体と市民活動サポートセンターの機能・役割

各主体は主体的にそれぞれの役割を果たします。ただし、課題解決に協働が必要な場合は、各主体が特性を活かし不足を補いながら協働できるよう、市民活動サポートセンターは主体間の中間支援を行います。

- 市民**
  - ・まちづくりの主役として、主体的に地域課題解決に参画します。
- 区など自治会**
  - ・地域の課題を地域で解決し、多くの区民が参画する仕組みを構築します。
- 市民活動団体**
  - ・自分たちの能力や経験を活かすとともに、あらゆる主体との連携を強化します。
- 企業**
  - ・様々な地域活動や公益活動への参画に努めます。
- 教育機関**
  - ・児童、生徒、学生の教育的視点から、地域課題の解決の場に参画します。
- 行政(市)**
  - ・市民の課題やニーズを捉え、課題解決のための施策を展開します。



# 第2次 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針 及び協働のまちづくり推進行動計画(案)概要

## 1 計画の必要性

近年、急速に進展する少子高齢化や人口減少など社会情勢が大きく変化する中で、多様化・複雑化した地域課題が山積し、非常に解決が難しくなっています。また、東日本大震災や熊本地震などの大きな災害を経験する中で、お互いに支え合い、助け合う必要性が改めて見直されています。これからの地域社会では、市民一人ひとりとはもとより、区など自治会や市民活動団体、企業、教育機関、行政など、あらゆる主体がまちづくりの担い手であることを自覚し、その役割と責任を果たしながら力を合わせることで、すなわち「協働」により地域課題の解決に取り組むことが求められています。

こうした社会全般の変容の中で、誰もが安曇野市に愛着と誇りをもち、心豊かに幸せに暮らせる社会づくりを目指し、本市の自治を推進する上で必要な事項をルール化するため、平成29(2017)年4月に「安曇野市自治基本条例」を制定しました。

第2次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」(以下、「協働推進計画」という。)は、安曇野市自治基本条例に則り協働のまちづくりの具現化を図るため、市民一人ひとりが行動し、**お互いがつながり、信頼し合い、協力し合い、支え合うまちづくり**を推進することを目指し策定します。



## 2 位置づけ



## 3 計画期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間

## 4 協働のまちづくり推進の理念



### みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり

協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方など特性の異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。

「みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり」

